

令和3年8月5日

自動車局安全・環境基準課

自動車局審査・リコール課

## 乗用車等の排出ガス性能についてさらに基準調和が進みます

～保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第154号）に関する国際基準等を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

乗用車等の排出ガス試験法においては、平成28年10月に、世界技術規則第15号の「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法」（WLTCモード<sup>※</sup>）を国内導入したところですが、さらなる基準調和として、自動車の型式認定において相互承認が可能となるよう、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第154号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第181回会合において新たに採択されました。

これを踏まえ、我が国において、同規則を導入することを目的として道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正等を行います。

※WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード。

### 公布・施行・適用義務化

公布・施行 令和3年8月5日（本日）

適用義務化 令和4年10月1日（新型車）

#### 【問い合わせ先】

自動車局安全・環境基準課 鈴木・菊野

電話 03-5253-8111（内線42525） 03-5253-8604（直通）

FAX 03-5253-1636

自動車局 審査・リコール課 小出・片野

電話 03-5253-8111（内線42313） 03-5253-8596（直通）

FAX 03-5253-1640